

# 運 営 規 定

有限会社 アタカンテ  
ケアセンター こすもす

(事業の目的)

第1条 この規定は、 有限会社 アタカンテ が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定居宅介護支援事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 指定居宅介護支援事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定居宅介護支援事業は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 指定居宅介護支援事業の運営に当たっては、市町村の介護保険担当課、在宅支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称 ケアセンターこすもす
- 2) 所在地 秋田県にかほ市田抓字明後田46番地2

(職員の職種・員数・及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名 常勤（介護支援専門員と兼務）  
管理者は事業所の従業員の管理及び利用の申込みの調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2) 介護支援専門員 2名 （1名は管理者と兼務）  
介護支援専門員は介護を必要とする高齢者の相談を受けて、その方が心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用できるように介護サービス計画（ケアプラン）を作成する。

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 通年とする。但し当該職員が休日の場合は常時連絡の取れる体制にあります。
- 2 営業時間 8:30 から 17:30 までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の相談を受ける場所  
原則として事業所内で行うが、利用者の希望があれば利用者宅で行うものとする。
- 2 使用する課題分析票の種類  
利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式とする
- 3 サービス担当者会議の開催場所  
原則として事業所内で行うが、利用者の状況を勘案し他の場所でも行うことが可能とする。
- 4 居宅訪問頻度  
利用者に特段の事情がない限り、1月1度とする。
- 5 モニタリングの結果記録  
利用者に特段の事情がない限り、1カ月に1度以上とする

(利用料等)

第7条 サービスを提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合は、当該国民健康保険団体連合会）に連絡する。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定居宅介護支援の利用料の支払いを受けた時は、指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域から1kmを超える毎に50円とする。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は にかほ市・由利本荘市の地域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第10条 事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
  - 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
  - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社アタカンテと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備と保存)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は次の各号に掲げる記録を整備し2年間保存しなければならない。
- 1 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録。
  - 2 居宅介護支援台帳（居宅サービス計画・アセスメントの結果の記録）
  - 3 サービス担当者会議等の記録
  - 4 モニタリングの結果の記録
  - 5 市町村への通知に係わる記録
  - 6 苦情の内容等の記録
  - 7 事故状況及び事故に際して取った処置についての記録

(虐待防止・身体拘束適正化について)

- 第12条 介護支援専門員は在宅・施設介護の区分なく虐待防止・身体拘束適正化に努める
- 1 虐待行為や不適切な身体拘束があると疑われるまたは確認した場合は所定の関係機関に通報を行う。
  - 2 虐待につながる行為があった場合には当事者にその改善を求める。
  - 3 身体拘束が行われている場合にはその身体拘束が適正かの確認を行う。
  - 4 3ヶ月に1回以上虐待防止・身体拘束適正化委員会を執り行う。

附則

この規定は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 6 日 事業所の所在地変更

平成 23 年 2 月 1 日 事業所の所在地変更

平成 29 年 7 月 1 日 事業所名、所在地変更

令和 2 年 11 月 1 日 職員の職種・員数・及び職務内容変更

令和 5 年 9 月 1 日 介護支援専門員ひとり当たりの担当利用者数変更

介護支援専門員職務内容追加

虐待防止・身体拘束適正化について追加

令和 6 年 4 月 1 日 職員の増員